

「国語分科会日本語教育小委員会における審議について」の概要

〔日本語教育の充実に向けた体制整備と 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討〕

今期の日本語教育小委員会では、前期の審議において今後検討すべき課題とした日本語教育の「内容の改善」「体制の整備」「連携協力の推進」について審議を行った。以下が、その審議の概要である。

I 地域における日本語教育の体制整備について

- 1 各機関の役割分担
 - (1) 国の担うべき役割

国は、日本語教育の目標及び標準的な内容・方法及び体制整備の在り方を指針として示し、その具体化を担う人材養成を行うこと、日本語能力及び日本語指導力の評価方法等について指針を示すことなどの役割を担う必要がある。
 - (2) 都道府県の担うべき役割

都道府県は、国が示す指針を参考として、域内の実情に応じた日本語教育の体制整備や、日本語教育の内容等の検討・調整を行うこと、域内の日本語教育事業を推進できる人材を養成することなどの役割を担う必要がある。
 - (3) 市町村の担うべき役割

市町村は、都道府県が検討・調整した日本語教育の内容等を現場の実情に沿って具体化すること、地域における日本語教育の指導者を養成することなどの役割を担う必要がある。
- 2 各機関の連携協力の在り方

国、都道府県、市町村は、相互に連携するとともに、それぞれのレベルで、関係団体及び個人とネットワークを形成し、協力関係を構築することが必要である。
- 3 地域における日本語教育で必要とされる機関及び人材とその役割

地域の特性に応じた日本語教育の企画・運営を行うため、日本語教育のコーディネート機能を果たす機関及び人材が必要である。

II 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等について

- 1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標

外国人が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることを日本語教育の目的とし、以下の四つを日本語教育の目標とする。

 - 日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること。
 - 日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること。
 - 日本語を使って、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること。
 - 日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること。
- 2 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容
 - (1) 日本語教育の標準的な内容に関する検討の経緯

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の実践事例及び研究成果を収集、整理・分析し、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容の大枠について検討を行った。
 - (2) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容についての考え方

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容は、「別紙」の表に階層化して示された広範多岐に渡る「生活上の行為」を行うのに必要な日本語能力を養成するためのものである。

III 今後の課題

- 1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容の更なる検討とそれを踏まえた標準的なカリキュラムの開発
- 2 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の参考例としての教材作成
- 3 日本語能力及び日本語指導力に関する評価